

○国土交通省告示第三百四十三号

海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第九条第三項（同法第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定に基づき、標準運送約款の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年四月一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

標準運送約款の一部を改正する告示

標準運送約款（昭和六十一年運輸省告示第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようによに改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>旅客運送の部</p> <p>目次</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 賠償責任(第21条—第23条)</p> <p>第6章 連絡運輸等(第24条・第25条)</p> <p>旅客運送の部 (保険契約)</p> <p><u>第22条</u> 当社は、前条第1項(同条第2項において当社が免責される場合を除く。)に係る賠償責任を負うため、使用船舶ごとに、当該船舶の運航により生じた旅客の生命又は身体の損害を賠償することによつて生ずる損失について、当該船舶の定員(船舶安全法(昭和8年法律第11号)第9条第1項に規定する最大搭載人員のうち旅客に係るものをいう。)1人につき、てん補する額の限度額を1億円以上とすることをその内容を含む保険契約又は共済契約に加入していただきます。</p> <p><u>第23条</u>～<u>第25条</u></p>	<p>旅客運送の部</p> <p>目次</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 賠償責任(第21条・第22条)</p> <p>第6章 連絡運輸等(第23条・第24条)</p> <p>旅客運送の部 (新設)</p> <p><u>第22条</u>～<u>第24条</u></p>

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和六年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に標準運送約款旅客運送の部第二十一条第一項（同条第二項において免責される場合を除く。）に係る賠償責任を負うため、使用船舶ごとに、当該船舶の運航により生じた旅客の生命又は身体の損害を賠償することによって生ずる損失について、当該船舶の定員（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項に規定する最大搭載人員のうち旅客に係るものをいう。）一人につき、てん補する額の限度額を一億円未満とすることをその内容に含む保険契約又は共済契約に加入している者が公示する運送約款であつて、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第九条第三項（同法第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣の認可を受けたとみなされているものについては、この告示の施行後新たに保険契約又は共済契約が締結されるまでの間、なお従前の例による。